

3日獣発第19号  
令和3年4月13日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会  
会長 藏内 勇夫  
(公印及び契印の押印は省略)

## 豚熱の予防的ワクチン接種に係る知事認定獣医師の活用について の協力のお願い

このことについて、令和3年3月31日付け2消安第6492号をもって、農林水産省消費・安全局動物衛生課長から別添のとおり通知がありました。

豚熱の予防的ワクチン接種の実施については、接種業務が継続的かつ多頭数に及んでいることに鑑み、内閣府における地方分権改革に基づく地方公共団体の提案により、都道府県知事による一定の条件のもと、家畜防疫員以外の民間獣医師（知事認定獣医師）による接種が認められることとなり、特定家畜伝染病防疫指針の一部改正がなされたところです（令和3年4月13日付け3日獣発第18号参照）。

このたびの通知は、各都道府県より要請があった場合は、当該知事認定獣医師としての協力等について依頼されたものであり、その旨貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

なお、ワクチン接種業務は、獣医師法第17条の規定に基づく診療行為として獣医師の独占業務であり、当該接種等を効果的かつ円滑に実施する体制を構築することは、獣医師及び獣医師会の責務であることをご理解の上、令和3年3月5日付け事務連絡により再度依頼した「豚熱ワクチン接種支援可能獣医師リスト」を未提出の地方獣医師会におかれては、速やかに提出されるようお願いいたします。

本件内容の問合せ先

公益社団法人 日本獣医師会

事業担当 山本・駒田

TEL 03-3475-1601